

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第1区分
 【発行日】平成24年6月7日(2012.6.7)

【公表番号】特表2011-520222(P2011-520222A)
 【公表日】平成23年7月14日(2011.7.14)
 【年通号数】公開・登録公報2011-028
 【出願番号】特願2011-506365(P2011-506365)
 【国際特許分類】

H 0 1 M 2/02 (2006.01)
 H 0 1 M 4/525 (2010.01)
 H 0 1 M 4/505 (2010.01)
 H 0 1 M 4/36 (2006.01)
 H 0 1 M 2/04 (2006.01)
 H 0 1 M 2/34 (2006.01)
 H 0 1 M 2/12 (2006.01)

【F I】

H 0 1 M 2/02 A
 H 0 1 M 4/52 1 0 2
 H 0 1 M 4/50 1 0 2
 H 0 1 M 4/36 E
 H 0 1 M 2/04 A
 H 0 1 M 2/34 A
 H 0 1 M 2/12 1 0 1

【手続補正書】
 【提出日】平成24年4月16日(2012.4.16)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

主表面上に凹部を有する電池ケースであって、該凹部は平坦であり、該凹部の少なくとも3つの側面はリッジ部分で該主表面の残余部と境をなしており、ここで、a)概ね平坦な表面の全表面積に対する凹部のパーセント表面積；b)電池ケースの幅に対する凹部の深さの割合が約5：1から約45：1の間の範囲内であって、ここで、該凹部、該リッジ部分および該主表面の残余部がゲージ圧上昇下で協働することにより、該リッジ部分と該主表面の残余部の境界によって画定される水平面の位置が変わる、電池ケース。

【請求項2】

該凹部の少なくとも一部分が、ゲージ圧上昇下でゲージ圧上昇前の水平面の位置を超える点まで撓み、該リッジ部分と該凹部の境界は、該リッジ部分と該主表面(plane)の残余部の境界によって画定される水平面に対して、少なくとも2kg/cm²のゲージ圧まで凹んだままである、請求項1記載の電池ケース。

【請求項3】

該凹部の少なくとも一部分が、ゲージ圧上昇下でゲージ圧上昇中の水平面の位置を超える点まで撓み、該リッジ部分と該凹部の境界が、該リッジ部分と該主表面の残余部の境界によって画定される水平面に対して、少なくとも4kg/cm²のゲージ圧まで凹んだままである、請求項1記載の電池ケース。

【請求項 4】

該凹部が実質的に最初の形状および上昇レベルからゲージ圧が戻ったときの水平面に対する位置に戻るような材料で構成されている、請求項 3 記載の電池ケース。

【請求項 5】

ゲージ圧上昇前の水平面の位置が上昇レベルからゲージ圧が戻ったときの水平面の位置と実質的に同じになるような材料で構成されている、請求項 1 記載の電池ケース。

【請求項 6】

アルミニウム、ニッケル、銅、鋼、ニッケルめっきされた鉄およびステンレス鋼からなる群より選択される少なくとも 1 種類の材料で構成されている、請求項 5 記載の電池ケース。

【請求項 7】

柱状の電池ケースである、請求項 6 記載の電池ケース。

【請求項 8】

柱状の電池ケースが長円形の柱状の電池セルケースである、請求項 7 記載の電池ケース

。

【請求項 9】

柱状の電池ケースが 36mm × 65mm × 18mm の寸法 を有する、請求項 8 記載の電池セルケース

。

【請求項 10】

ケースがアルミニウムで構成されており、アルミニウムが陽極酸化されている、請求項 8 記載の電池セルケース。

【請求項 11】

凹部が主表面の約 10% ~ 約 90% を占め、主表面がおおむねセルケースの平坦な部分である、請求項 10 記載の電池セルケース。

【請求項 12】

凹部の最も凹んだ点が、約 $0\text{kg}/\text{cm}^2$ のゲージ圧において、該リッジ部分と該主表面の残余部の境界によって規定される水平面から約 0.2mm ~ 約 0.6mm の範囲で凹んでいる、請求項 11 記載の電池セルケース。

【請求項 13】

凹部が約 500mm^2 ~ 約 700mm^2 の範囲の表面積を有する、請求項 12 記載の電池ケース。